



発行 新潟県
第 72 号
 令和3年9月17日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1042 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1043 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1044 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1045 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会規則

- 8 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警備第二課）

告 示

◎新潟県告示第1042号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、燕市の熊森土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年9月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事	燕市横田6136番地	山崎 晴夫 (理事長)
〃	長岡市中条新田丁797番地 1	吉田 義美
〃	燕市熊森261番地	下村 良栄
〃	〃 熊森312番地	高橋 利郎
〃	〃 熊森214番地	高山 正則
〃	〃 横田5967番地	鴨井 豊
〃	〃 横田12778番地	若林 則夫
〃	〃 横田6022番地	若林 祐樹
〃	〃 道金2404番地	清水 茂
〃	〃 道金2402番地	古川 武弘
監事	〃 笈ヶ島2008番地	相田 稔
〃	〃 熊森7092番地	原 彰
〃	〃 横田2480番地	関崎 光明

〃 〃 横田6128番地 大久保 幸夫
就任年月日 令和3年9月1日

2 退任

理事 燕市熊森312番地 高橋 利郎
(理事長)
〃 長岡市中条新田丁797番地 1 吉田 義美
〃 燕市熊森261番地 下村 良栄
〃 〃 熊森1198番地 原 五郎
〃 〃 横田6022番地 若林 祐樹
〃 〃 横田9998番地 山崎 則昭
〃 〃 横田6163番地 山崎 晴夫
〃 〃 横田10016番地 若林 信衛
〃 〃 道金288番地 渡辺 富士男
〃 〃 道金487番地 堀川 喜久一
監事 〃 笈ヶ島2008番地 相田 稔
〃 〃 熊森183番地 桑原 孝広
〃 〃 横田12760番地 酒井 義孝
退任年月日 令和3年8月31日

◎新潟県告示第1043号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営姫田川右岸地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月17日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年9月21日から令和3年10月19日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所地域整備庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することはできなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1044号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年9月17日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 秋葉区田家一丁目の全部
阿賀野市	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 中島、庄ヶ宮、里、境新田、上中及び大野地の各一部
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 黒俣の一部
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 持倉の一部
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 持倉の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 秋葉区矢代田の一部

2 認証年月日

令和3年9月8日

◎新潟県告示第1045号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年9月17日

新潟県知事 花角 英世

- 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 作業期間 令和3年8月25日から令和4年3月11日まで
- 作業地域 新潟県村上市及び南魚沼市の民有林の一部

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県資産管理システム更改作業委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年9月17日

新潟県知事 花角 英世

- 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名

新潟県資産管理システム更改作業委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年3月18日(金)まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和3年9月17日(金)から令和3年9月22日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎4階 知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班

入札説明書のうち、入札説明書一覧表の各種様式については新潟県ホームページに掲載する。

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年9月30日(木) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎16階 入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 都道府県または政令市(県外も可)向けのITシステム構築・運用業務について締結した契約において、平成28年4月1日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(8) 本件入札に係る入札参加資格確認申請を提出した日から本件の開札日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年9月27日(月) 午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎4階 知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人による持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 審査結果

入札参加資格確認申請書及び添付資料に基づき審査を行い、入札参加の可否を連絡する。なお、審査の結果、不適合となった場合は、入札に参加することができない。

(3) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封の上、上記1(1)の委託業務名及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。）を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託業務名及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。なお、代理人が入札書を提出する場合は、入札書には代理人の氏名を記入し、委任状の使用印鑑を押印しなければならない。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額。9に同じ。）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。9に同じ。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) ツルハドラッグ小千谷旭町店
所在地 小千谷市旭町乙1261-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社ミタカホールディングス
法人代表者氏名 代表取締役 秋山 博一
住所 柏崎市大字両田尻515番地
 - ・他1者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社ツルハ
法人代表者氏名 代表取締役 八幡 政浩
住所 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
 - ・他1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年5月3日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,161平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計75台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計72.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計8.79立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社ツルハ
午前9時00分から午後12時00分
 - ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 4箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1、2
午前6時00分から午後9時00分
 - ・荷さばき施設3

午前9時00分から翌午前6時00分

- 7 届出年月日
令和3年9月2日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和3年9月17日から令和4年1月17日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年9月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コモタウン柏崎
所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1 外
設置者 株式会社ウオロク 他4者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 他1者
(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 他1者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社しまむら 代表取締役社長 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
(変更後) 株式会社しまむら 代表取締役社長 野中 正人 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番地1号
- 3 変更年月日
令和3年4月1日 他
- 4 変更の理由
 - (1) 設置者の名称及び住所変更のため
 - (2) 小売業者の住所変更のため
- 5 届出年月日
令和3年9月6日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和3年9月17日から令和4年1月17日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、昇降式介助浴槽について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年9月17日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

昇降式介助浴槽 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年2月28日（月）

(4) 納入場所

新潟県立津川病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-4497

新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地

新潟県立津川病院

電話番号 0254-92-3311

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年10月1日（金）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年10月11日（月）午前10時00分

新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置(携帯型)について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年9月17日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置(携帯型) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年2月28日(月)

(4) 納入場所

新潟県立津川病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-4497

新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地

新潟県立津川病院

電話番号 0254-92-3311

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和3年10月1日(金)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和3年10月11日(月)午前10時30分
新潟県立津川病院 機能訓練室
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除細動器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年9月17日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
除細動器 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和4年2月28日(月)
 - (4) 納入場所
新潟県立津川病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和3年10月1日（金）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年10月11日（月）午前11時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動ベッドの購入について、次のとおり一般

競争入札を行う。

令和3年9月17日

新潟県立坂町病院長 本間 則行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電動ベッド 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年11月30日(火)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年9月27日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年9月29日(水)午後2時

新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月17日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第39条関係）			別表第1（第39条関係）		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
運転免許センター	(略)	(略)	運転免許センター	(略)	(略)
(略)			警備第二課	総合警備対策室	第36条に掲げる事務のうち大規模警備実施に伴う警備諸対策に関する事務
(略)			(略)		
別表第3（第48条関係）			別表第3（第48条関係）		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務	警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官及び総合警備対策室長の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務
(略)			総合警備対策室長	総合警備対策室長	総合警備対策室に関する事務
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。